

# PTA 会則

船橋市立芝山東小学校

令和8年度版

# 芝山東小学校 PTA 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称及び事務所）

この会は、船橋市立芝山東小学校 PTA と称し、事務所を芝山東小学校内におく。

### 第2条（会員）

- 1) この会の会員は、船橋市立芝山東小学校に在籍する児童の保護者と教職員で構成する。
- 2) この会の会員は、常に平等の権利と義務を有し、協力して会を運営するものとする。
- 3) ~~この会の会員は、会費を納めるものとする。~~（削除）

### 第3条（目的）

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における子供の健全な成長を図ることを目的とする。

### 第4条（方針）

この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

1. この会は、自主独立の団体であり、他の団体や機関から支配干渉を受けない。
2. 子供の教育並びに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
3. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とする行為を行わない。
4. この会、またはこの会の役員名で、公私の選挙候補者を推薦しない。
5. 学校の人事や管理に干渉しない。

### 第5条（活動）

この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動をする。

1. 教育に関する保護者と教職員の共通理解を深め、家庭と学校及び社会の連携を図ること。

2. 家庭と学校との緊密な連携によって、子供の生活指導を充実、子供をとりまく教育環境の改善を図ること。
3. 会員相互の研修や親睦を図ること。
4. 学級や学年を主体とした活動の充実を図ること。
5. その他、教育の向上発展のため必要と認められること。

## 第2章 役員

### 第6条（役員及び構成）

この会の役員および構成は次のとおりとする。 → 令和8年をもって解散とする。

- 1 会 長 1名
- 2 副 会 長 2名以上(うち1名は教職員とする)
- 3 書 記 若干名
- 4 会 計 3名(うち1名は教職員とする)
- 5 会 計 監 査 2名(うち1名は教職員とする)

### 第7条（役員を選出）

~~役員は、学級部が会員の中から推薦し、総会の承認を得て選出する。役員選出に関する細則は別に定める。~~（削除）

### 第8条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会 長 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- 2 副 会 長 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 書 記 書記は、この会の庶務を担当し、会議の議事録を作成・保管する。
- 4 会 計 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 5 会 計 監 査 会計監査は、この会の経理を監査する。

## 第9条（役員の任期）

- 1) 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2) 補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、運営委員会でこれを選出する。

## 第3章 機関

### 第10条

この会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 専門部
5. 専門委員会

### 第11条（総会）

- 1) 総会は、この会の最高の議決機関であり、定期総会は年1回（原則として4月）会長がこれを招集する。ただし、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の1以上の要求があるときは臨時総会を開かなければならない。
- 2) 総会は次の事項を審議、決定する。
  1. 活動計画及び報告
  2. 予算及び決算
  3. 会則の制定および改廃
  4. 役員を選出
  5. その他の重要な事項

### 第12条（総会の成立および議決）

総会は、委任状を含め会員の3分の1以上をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

### 第13条（役員会）

役員会は、会計監査を除く役員をもって構成し、その任務は次のとおりとする。

1. 総会および運営委員会に提出する議案の審議
2. 活動計画および予算案の作成
3. 活動報告および決算書の作成
4. 各専門部および各専門委員会の総括と連絡
5. 会則の改正および細則の起案
6. その他緊急事項の処置

### 第14条（運営委員会）

- 1) 運営委員会は、役員、校長、各専門部正副部長をもって構成する。
- 2) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を審議決定する。
  1. 総会に付議する事項
  2. 活動計画および予算に関する事項
  3. 活動報告および決算に関する事項
  4. 会則および細則の改正ならびに起案に関する事項
  5. 各専門部の活動に関する事項
  6. その他総会における議決事項以外のこと

### 第15条（専門部）

- 1) この会の活動を円滑に運営するため、次の専門部をおく。
  1. 学級部
  2. 事業部
  3. 校外環境部
- 2) 各専門部の任務は、次のとおりとする。
  1. 学級部は、会員相互の連絡調整と、学校行事および学級行事の企画運営を行う。
  2. 事業部は、教育環境改善の企画運営及び広報誌の編集・発行を行う。
  3. 校外環境部は、校外における子供の安全と健全育成活動の企画運営を行う。
- 3) 各専門部の運営は別に定める細則による。

#### 第16条（専門委員会）

- 1) この会に次の専門委員会をおく。  
まつり実行委員会
- 2) 専門委員会の運営は別に定める細則による。

#### 第17条（特別委員会）

- 1) 特別に活動する必要がある場合は、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。
- 2) 特別委員会の運営については別に細則を定めるものとする。

### 第4章 会計

#### 第18条（経費）

この会の活動に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

#### 第19条（会費）

~~会費は、1世帯年額2000円とする。ただし、会員の事情により、会長の承認を得て会費を免除することができる。~~

→現有の繰越金のみで運営するため、徴収なしとする。

#### 第20条（予算）

- 1) この会の会計は、すべて総会で議決された予算に基づいて行われる。
- 2) 前項の予算行使に重大な支障のない限り、予算の修正は、運営委員会の承認を得て行い、総会において報告する。

#### 第21条（決算）

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

## 第22条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 顧問

### 第23条（顧問）

この会に顧問を若干名おくことができる。顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は、この会の運営に関し必要に応じ助言する。

## 第6章 附則

### 第24条（細則）

この会の運営に必要な細則は、運営委員会で定める。細則を定め、あるいは改廃したときは総会に報告する。

### 第25条（施行期日等）

この会則は、平成17年4月24日から施行する。ただし、第1条の名称の規定は平成18年4月1日から施行し、施行日までの名称は、従前の例により、船橋市立芝山東小学校父母と教師の会とする。

この会則は平成18年4月27日一部改正施行する。

この会則は平成20年4月25日一部改正施行する。

この会則は平成29年4月25日一部改正施行する。

この会則は令和7年4月24日一部改正施行する。

この会則は令和8年4月17日一部改正施行する。

## 「芝山東小学校 P T A」慶弔規定

適用範囲は原則として会員とする。

慶弔の内規を次のように定める。

結 婚	芝山東小学校教職員の結婚の際は、お祝い金5,000円と祝電
病 気・け が	芝山東小学校教職員、児童が病気または障害によって一ヶ月以上病休、病欠した際は、お見舞金3,000円
災 害	風水害、火災により会員の住宅が半壊、倒壊した際はお見舞金3,000円
弔 事	会員と児童死亡の際は弔慰金5,000円と弔電 芝山東小学校教職員の配偶者死亡の際は、弔慰金3,000円と弔電

以上の各項の贈呈については、本部役員もしくは各クラスの学級部役員が行う。

これ以外の慶弔は独自では行わない。

以上の各項の贈呈に対して返礼を行わない。

この規定以外に慶弔の必要が生じた場合は、役員会で協議し決定する。

## 専門部運営細則

### 第1条

この細則は、芝山東小学校PTA会則第15条に基づき、各専門部の運営を円滑に行うことを目的に定める。

### 第2条

- 1) 各専門部は、各学級から選出された専門部役員をもって構成する。
- 2) 各専門部は、部長、副部長1名もしくは2名、書記を互選する。
- 3) 各専門部の会議は、部長が召集する。

### 第3条

学級部は、次の活動を行う。

運動会の準備・運営、運動会係との連絡・調整

### 第4条

事業部は、次の活動を行う。

1. ベルマークの回収・集計、ベルマーク係との連携
2. 広報誌の編集・発行

### 第5条

校外環境部は、次の活動を行う。

1. 下校時パトロール、臨時パトロールの実施
2. 校外パトロール係、旗ふり係との連携
3. 「芝山地区青少年の環境を良くする市民の会」の活動への参加

### 第6条

この細則に定めるほか、各専門部は、この会の目的を達成するために必要な活動を、運営委員会の承認を得て行うことができる。

## 第7条

各専門部役員の任期は、選出の日から翌年の専門部役員選出の日までとする。

## 第8条（施行期日等）

この細則は平成19年4月27日一部改正施行する。

この細則は平成25年4月26日一部改正施行する。

この細則は平成29年4月25日一部改正施行する。

この細則は令和5年4月21日一部改正施行する。

この細則は令和6年4月25日一部改正施行する。

この細則は令和7年4月24日一部改正施行する。

この細則は令和8年4月17日一部改正施行する。

## 専門委員会運営細則

### 第1条

この細則は、芝山東小学校 PTA 会則第16条に基づき、各専門委員会の運営を円滑に行うことを目的に定める。

### 第2条

- 1) まつり実行委員会は、各学級から選出されたまつり実行委員をもって構成する。
- 2) まつり実行委員会は、委員長、副委員長2名、書記を互選する。
- 3) 各専門委員会の会議は、委員長が招集する。

### 第3条

各専門委員会の運営についての助言並びに役員会との連絡・調整を行うため、役員会は、オブザーバーを各専門委員会に参加させることができる。

### 第4条

まつり実行委員会は、役員会の承認を得て、次の活動を行う。

「ひがしっ子まつり」の企画・運営

### 第5条

各専門委員会委員の任期は、選出の日から翌年の専門委員会委員選出の日までとする。

### 第6条（施行期日等）

この細則は、平成17年4月28日一部改正施行する。

この細則は、平成22年4月23日一部改正施行する。

この細則は、平成29年4月25日一部改正施行する。

この細則は、令和7年4月24日一部改正施行する。

## 役員選出に関する運営細則

令和8年をもってPTAの解散に伴い、役員を選出は行わない。

### 第1条

この細則は、芝山東小学校 PTA 会則第7条に基づき、役員を選出が公正に行われることを目的に定める。

### 第2条

- 1) 学級部は、教職員1名とともに役員選出に関する推薦活動を行う。
- 2) 学級部は、役員選出に関する推薦活動について、代表、副代表、書記を互選する。
- 3) 役員選出に関する推薦活動の会議は、代表が招集する。

### 第3条

役員選出に関する推薦活動の運営について助言するため、運営委員会は、学級部にオブザーバーを参加させることができる。

### 第4条

- 1) 役員候補者は、全会員のうちから推薦しなければならない。ただし、学級部役員は役員候補者になることができない。
- 2) 学級部役員が役員候補者に推薦され、受諾する場合は、学級部役員を辞任しなければならない。

### 第5条

学級部が候補者を推薦する場合、本人の承諾を得なければならない。

### 第6条（施行期日等）

この細則は、平成17年4月28日一部改正施行する。

この細則は、平成29年4月25日一部改正施行する。

この細則は、令和8年4月17日改正施行する。

## 船橋市立芝山東小学校 PTA ボランティア制運営内規

### 【目的】

#### 第 1 条

この内規は事業部・まつり実行委員会の休部・休会に伴い、一部 PTA 活動（行事）をボランティア制に移行し、円滑な運営を行えるようにすることを目的とする。

#### 第 2 条

休部・休会に伴い、船橋市立芝山東小学校 PTA 会則の一部項目（専門部・専門委員会）について、ボランティア制運営時は無効とする。

### 【ボランティア制の目的】

#### 第 3 条

PTA 活動への自主的・積極的な参加により、保護者同士協力しあい、会員が PTA 活動に参加しやすいシステムとすることを目的とする。

### 【ボランティアの種類】

#### 第 4 条

一部 PTA 活動(行事)について、ボランティアを募り運営する。  
ただし活動内容は毎年見直しを可能とする。

1. 広報誌しばやま台の制作・発行
2. ひがしっ子秋まつり開催のための運営及び準備

### 【ボランティアの募集】

#### 第 5 条

年度末に次年度のボランティア募集の手紙を配布回収する。  
活動毎に募集人数を設定し、追加募集も行う。  
ボランティアは、PTA の加入・未加入に関係なく活動できる。  
必要人数が集まらなかった年度は活動休止とする。

### 【制度の終了】

#### 第 6 条

本会は令和 9 年 3 月 31 日をもって解散する。これに伴い、本内規に定めるボランティア活動は全て終了し、本会の解散と同時に本内規は効力を失うものとする。

付則

この内規は令和7年4月25日から施行する。

この内規は令和8年4月14日一部改正施行する。